

2020 年 7 月

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下及び解除後における裁判所の動向と裁判手続

弁護士 増田 健一 / 弁護士 若林 弘樹 / 弁護士 西 愛礼

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発出により、各公共施設の業務にも影響が生じている。このような状況において、訴訟提起を検討中の企業や、訴訟係属中の企業においては、裁判所がどのような状況にあり、どのようにこの非常事態に対応しているかが関心事になっているところである。そこで、本稿では、緊急事態宣言下及び解除後における裁判所の動向と裁判手続について解説する。

### 1. サマリー

- ・緊急事態宣言下において、裁判所は、事前に定めていた事業継続計画に従い、大幅に業務を縮小させ、一般的な民事事件の期日を全て取り消し、民事保全事件等の一部の緊急性の高い業務のみ継続させるという対応をとった<sup>12</sup>。
- ・緊急事態宣言解除後において、裁判所は、隔週で開廷週と非開廷週を設け、業務を部分的に再開し、今後段階的に業務を回復させてゆく予定とされている<sup>3</sup>。
- ・緊急事態宣言解除後の裁判手続は、電話会議等の接触を伴わない手続が活用されている。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下の裁判所の動向

緊急事態宣言に伴い、裁判所は平成 28 年 6 月 1 日に定めていた「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」に則り業務を継続することとなった<sup>45</sup>。その内容としては、次のとおりである。

<sup>1</sup> 本稿で、「緊急事態宣言下」というのは、特定警戒都道府県の緊急事態宣言が発出された令和 2 年 4 月 7 日から、これが最終的に解除された同年 5 月 25 日までの期間を指す。

<sup>2</sup> 本稿における裁判所に関する動向の出典は、全て裁判所の HP において公開されているものである。

<sup>3</sup> 本項で、「緊急事態宣言解除後」というのは、特定警戒都道府県の緊急事態宣言が最終的に解除された令和 2 年 5 月 25 日以降本稿執筆時である同年 6 月 29 日までの期間を指す。

<sup>4</sup> 我が国では、既に整備されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)を新型コロナウイルス感染症にも適用されるようにするため、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザとみなして対応することとされた(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(法律第 4 号。令和 2 年 3 月 13 日公布、3 月 14 日施行))。

<sup>5</sup> 最高裁判所長官大谷直人「憲法記念日を迎えるに当たって」(令和 2 年 5 月 3 日、

- ・裁判所は、利用者や職員の生命・健康を保護するために、感染症の流行により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（強化・拡充業務）を優先的に実施する
- ・裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（一般継続業務）を継続する
- ・その他の業務は縮小又は中断する
- ・裁判所の業務を「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける
- ・その上で、新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を適切に実施、継続できるよう、必要な人員、物資等を確保する

東京地方裁判所を例に挙げると、令和 2 年 4 月 7 日に特定警戒都道府県の緊急事態宣言が発出されると、特に緊急性が高い事件（民事保全、ドメスティックバイオレンス事件、人身保護事件、民事執行事件の一部、倒産事件の一部、裁判員裁判以外の刑事事件の一部、保釈）を除いて、同年 4 月 8 日から 5 月 15 日までの期日が全て取り消された<sup>6</sup>。同年 5 月 16 日から同月 31 日の間の期日も同様に取り消されたが、上記類型以外であっても緊急性の高い事件については、「3 密」を回避しながら事件処理が再開されることとなった<sup>7</sup>。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言解除後の裁判所の状況及び裁判手続

同年 6 月 1 日以降は、いわゆる「三密」を回避する措置をはじめとする感染防止策を講じた上で、順次期日を実施するものとされたが、当分の間、各都府県ごとに隔週で開廷週と非開廷週を設けることとされ、期日の実施数も、段階的に増やしていくこととされている<sup>8</sup>。

来庁者に対しては、①期日変更等を柔軟に行うという前提で、発熱等の風邪症状がある場合には期日変更を検討するため事前に申し出てほしいということ<sup>9</sup>、②庁舎内ではマスクの着用を協力いただきたいということ、③傍聴席は間隔を空けて着席していただくこと、④発熱等の風邪症状がある方には裁判の傍聴を控えてほしいということ、⑤手洗いや咳エチケットなどの感染症対策に協力をいただきたいということ、⑥エレベーター 1 機あたりの乗車人数を制限し、乗車待ちの際には整列ラインに沿って並び、乗車時にはマスクを着用してもらうこと、等と呼びかけている<sup>10</sup>。また、多数の来庁者による密集が懸念される事件等については、個別に期日の変更等を打診するものとされている<sup>11</sup>。

<https://www.courts.go.jp/about/topics/kenpoukinenbiR2/index.html>)

<sup>6</sup> 東京地方裁判所「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について」(令和 2 年 4 月 14 日、[https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/14/Vcms4\\_00000616.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/14/Vcms4_00000616.html))、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について(5 月 7 日から同月 15 日まで)」(令和 2 年 5 月 1 日、<https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/korona7-15/index.html>)

<sup>7</sup> 東京地方裁判所「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について(5 月 16 日から同月 31 日まで-民事事件等-)」(令和 2 年 5 月 11 日、<https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/korona16-31/index.html>)

<sup>8</sup> 東京地方裁判所「緊急事態宣言解除後の期日実施等について(6 月 1 日以降)」(令和 2 年 5 月 29 日、<https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/korona/index.html>)

<sup>9</sup> 本来、口頭弁論期日および弁論準備手続期日の変更は、「顕著な事由がある場合に限り許す」とされている(民事訴訟法 94 条 3 項本文)。

<sup>10</sup> 東京地方裁判所「東京地方裁判所をご利用されるみなさまへ」(令和 2 年 6 月 1 日、<https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/2020/020601korona-osirase.pdf>)、「東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎におけるエレベーターに関する感染症拡大防止対策について」(令和 2 年 6 月 12 日、<https://www.courts.go.jp/tokyo/about/osirase/020612korona/index.html>)

<sup>11</sup> 注 8 に同じ。

また、裁判員裁判における感染拡大防止策としては、広い法廷や評議室の使用、法壇（裁判員が着席する卓上）へのアクリル板の設置、座席間隔の確保、定期的な換気、部屋や備品の消毒、手指消毒用アルコール等の設置、職員のマスク着用などが行われるものとされた<sup>12</sup>。

なお、例年夏季休廷といって、期日が指定されない期間があるところ、本年度はこのようなまとまった夏季休廷期間は設定せず、上記の隔週での開廷を継続するものとされた<sup>13</sup>。

次に、緊急事態宣言解除後の裁判手続について説明する。

通常の民事裁判手続は、訴状を裁判所に提出すると、裁判所から被告に訴状が送達され、その際に裁判所が口頭弁論期日を設定し通知する。口頭弁論手続期日は公開の法廷で行われるが、そこで事件の内容に争いがあることが分かったと、多くの場合、争点整理のために、裁判所の準備室（法廷ではなく、一般的な会議室のような場所）で行われる非公開の弁論準備手続に付される。争点が整理された後、再び口頭弁論手続期日が設定され、証人尋問や当事者尋問が行われ、双方から最終的な主張がなされ、判決が下される。これらの手続の間に、裁判所から和解の勧誘がなされる場合もあり、裁判所の準備室で和解期日が開催され、和解が成立することもある。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言解除後の裁判手続状況としても、これらの裁判手続に大幅な変更はなく、業務を縮小して期日を減らしたうえ、個々の手続において接触を回避する工夫がなされているところである。例としては以下のようなものがある。

- ・弁論準備手続を実施するためには最低でも原告と被告のどちらかが裁判所に出頭する必要があり、原被告双方とも裁判所に出頭せず電話会議で裁判所と弁論準備手続を行うことは許されていない（民事訴訟法 170 条 3 項但書）。そのため、争点整理手続を弁論準備手続ではなく「書面による準備手続」という出頭不要の手続で代替して電話で手続が行われたという例がある<sup>1415</sup>。

- ・また、原告と被告が裁判上の和解をしようとするとき、出頭しなければ期日が開催できないため和解が困難となり得るところ、裁定和解（民事訴訟法 265 条）や調停に代わる決定（民事調停法 17 条。いわゆる 17 条決定。）という手続を用いることにより、出頭なくして紛争を解決したという例もあるという。

- ・簡易裁判所においては「和解に代わる決定」（民事訴訟法第 275 条の 2）という手続により、出頭なくして紛争を解決した例もあるという。

今後、裁判手続の IT 化として、訴状のオンライン提出等の e 提出（e-Filing）、オンラインでの進行確認等の e 事件管理（e-Case Management）、期日をオンラインで行う e 法廷（e-Court）という 3 つの e を導入することが予定され、法改正することなく現行法下で IT 化を実現するフェーズ 1、関連法令の改正により新しい制度として運用するフェーズ 2、関連法令改正とともに環境整備を実施したうえで 3 つの e を実現するフェーズ 3 の、3 段階のフェーズに分かれている。そして、フェーズ 1 では、Teams を利用したウェブ会議により争点整理手続（弁論準備手続、書面による準備手続）を実施することが予定されており、令和 2 年 2 月 3 日から東京地裁等の一部の裁判所で開始され、5 月 11 日には実施する裁判所が拡大されている。既存の法制度は新型コロナウイルス感染

<sup>12</sup> 注 8 に同じ。なお、裁判所から弁護人にマスク着用を依頼したが、弁護人が防御権等を根拠にこれを拒否した事例がある。

<sup>13</sup> 注 8 に同じ。

<sup>14</sup> もっとも、書面による準備手続では準備書面の陳述や和解ができない等の制限があるため、個別事案に応じて適切な運用が図られているものと思われる。

<sup>15</sup> 「書面による準備手続」は、非公開の手続であり、弁論準備手続と異なり当事者に立会権がないことから、代理人弁護士が裁判所から受けた電話を依頼者に転送することは一般的には困難であると考えられる。従って、この手続での裁判所及び相手方との電話でのやり取りをリアルタイムで傍聴することを依頼者が希望する場合は、代理人弁護士の事務所まで来所いただく必要がある。在宅勤務の関係上この方法が採れないときには、弁護士から期日について事前と事後に丁寧に説明することによって対応している。

症のような事態を予定しているものではないため自ずと限界はあるものの、フェーズ1のIT化についても、法曹の相互協力によって法曹及び当事者の在宅勤務等にも適用した運用となることが期待される。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 増田 健一([kenichi.masuda@amt-law.com](mailto:kenichi.masuda@amt-law.com))  
弁護士 若林 弘樹([hiroki.wakabayashi@amt-law.com](mailto:hiroki.wakabayashi@amt-law.com))  
弁護士 西 愛礼([yoshiyuki.nishi@amt-law.com](mailto:yoshiyuki.nishi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。